

福井県警察在留外国人総合対策本部設置要綱の制定について

令和元年7月19日

刑組甲達第8号

在留外国人の実態を踏まえ、在留外国人が多く集住する地域、在留外国人が多く所属する企業・学校等及び在留外国人が多く集まる繁華街・商業施設等の外国人コミュニティを対象として、関係行政機関、住民団体、企業等と協調しつつ、各種警察活動を的確に行うことにより、在留外国人に係る犯罪被害の防止、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等を図るための在留外国人総合対策本部の設置、運営等について必要な事項を定めたものである。

概要は、

- ・ 在留外国人総合対策本部の設置・組織
- ・ 対策推進会議の設置・組織

である。